

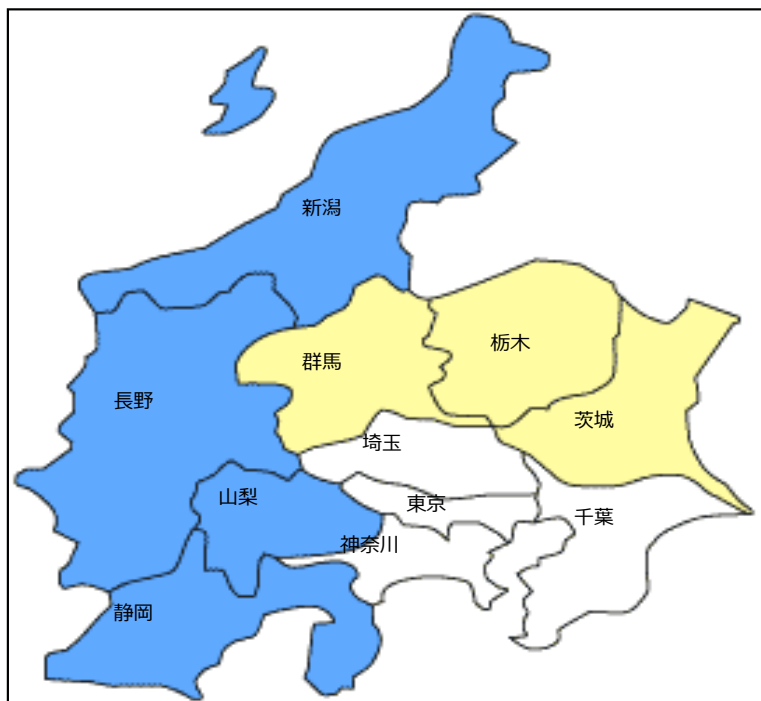
令和 7 年度補正予算・令和 8 年度当初予算案 中堅・中小企業向け支援施策について

2026 年 1 月
経済産業省 関東経済産業局

関東経済産業局について

関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、**広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）**を行政区域としています。

当局では、この地域で活躍されている**企業、消費者、大学、自治体、関係機関等**の皆様に対して、**中小企業対策、新規創業の促進、技術開発支援、環境・リサイクル対策、エネルギー対策、消費者相談等**、様々な経済産業政策に取り組んでいます。



【所在地】

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1

<https://www.kanto.meti.go.jp/>

【最寄駅からのアクセス】

- ・ JR京浜東北線、宇都宮・高崎線
「さいたま新都心」駅下車
徒歩約5分
- ・ JR埼京線
「北与野」駅下車
徒歩10分

本日ご紹介する支援施策

1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）
2. サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）
5. ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業（ものづくり補助金）
6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業省力化投資補助金）
7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業新事業進出補助金）
8. 中堅等大規模成長投資補助金（中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金）
9. 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）
10. 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金
11. 各種税制



1. 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算（案）3,400億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課
(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。	(1) ～ (4)  (5) 
事業概要 成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。 (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金） 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。 (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金） 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。 (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金） 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。 (4) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金） 事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。 (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業 賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。	成果目標 各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。



2. サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算（案）3,400億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課
(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
事業目的 中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。 事業概要 成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。 (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金） 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。 (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金） 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。 (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金） 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。 (4) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金） 事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。 (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業 賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。	(1) ～ (4)  (5) 
	成果目標 各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

「デジタル化・AI導入補助金」の概要（令和7年度補正）

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算分からは、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。詳細は調整中。

（以下、IT導入補助金2025の概要）

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツールの受注者に共有し、 取引先のインボイス 対応を促す	サイバーセキュリティ 対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊サービス 利用料 （最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
補助上限	ITツールの業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者。)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3



3. 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算（案）3,400億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課
(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容
事業目的 中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。
事業概要 成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。 (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金） 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。 (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金） 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。 (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金） 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。 (4) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金） 事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。 (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業 賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
(1) ～ (4) <pre>graph LR; A[国] -- 交付金 --> B["(独)中小企業 基盤整備機構"]; B -- "補助 (定額)" --> C[民間 団体等]; C -- "補助 (1/2等)" --> D[中小 企業等];</pre>
(5) <pre>graph LR; A[国] -- 交付金 --> B["(独)中小企業 基盤整備機構"];</pre>
成果目標
各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。



4. 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）

中小企業生産性革命推進事業

令和7年度補正予算（案）3,400億円

- (1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課
(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課
(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

事業の内容
事業目的 中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。
事業概要 成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。 (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金） 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。 (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金） 中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。 (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金） 小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。 (4) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金） 事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。 (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業 賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
(1) ～ (4) <pre>graph LR; A[国] -- 交付金 --> B["(独)中小企業 基盤整備機構"]; B -- "補助 (定額)" --> C[民間 団体等]; C -- "補助 (1/2等)" --> D[中小 企業等];</pre>
(5) <pre>graph LR; A[国] -- 交付金 --> B["(独)中小企業 基盤整備機構"];</pre>
成果目標
各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

令和7年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」

で中小企業の生産性向上、持続的な質上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M & A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進
枠

- 5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します

専門家活用
枠

- M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します
 - 小規模事業者向けの類型を新設します
- ※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進
枠

- M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

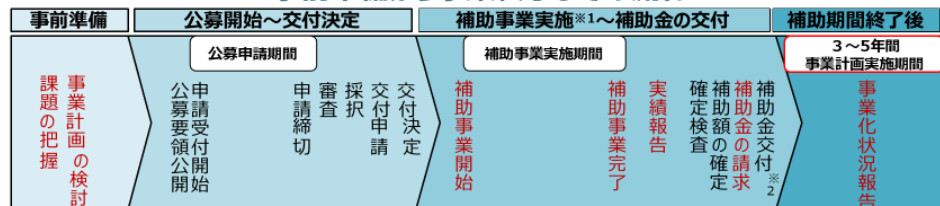
廃業・
再チャレンジ
枠

- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費・土壌汚染調査費等）を補助します
- ※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・PMI推進枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和7年度補正の予算案成立が前提であり、内容が変更になることがございます。

事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円※ ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円※1、 2,000万円※2 売り手支援類型： 600～800万円※1、 小規模売り手支援類型： 450万円 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用 類型：150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	300万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2、2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3※1 売り手支援類型： 1/2、2/3※2 小規模売り手支援類型： 2/3 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2、2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2、2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、土壌汚染調査費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

スケジュール

準備が整い次第、速やかに公募を開始。
※ 決定次第、ポータルサイトに掲載いたします。

ポータルサイトは
こちらからご確認ください



5. ものづくり商業サービス省力化・革新的 開発・新事業・海外展開促進事業（ものづく り補助金）

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) 新事業進出・ものづくり補助金

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金

① カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

② 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム



枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅員上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6~20人 1,000万円 (1,250万円) 21~50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低資金引上げ特例： 補助率を2/3に引き上げ（小規模・再生事業等は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21~50人 4,000万円 (5,000万円) 51~100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低資金引上げ特例： 補助率を2/3に引き上げ
	グローバル枠		2/3
省力化投資補助金	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6~20人 750万円 (1,000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低資金引上げ特例： 補助率を2/3に引き上げ（小規模・再生事業等は除く。）



6. 中小企業省力化投資補助事業（中小企業 省力化投資補助金）

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和6年に再編)

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額	※カッコ内は大幅買上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 6~20人 21人以上	200万円 (300万円) 500万円 (750万円) 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 6~20人 21~50人 51~100人 101人以上	750万円 (1,000万円) 1,500万円 (2,000万円) 3,000万円 (4,000万円) 5,000万円 (6,500万円) 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

カタログ注文型

・自動券売機



・無人搬送車



一般型

・カスタマイズ機器



・ソフト+ハード



簡易で即効性のある 省力化投資型 補助率 1/2 補助上限額 最大1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択が広く、
より使いやすくなりました!
販売事業者数 **2,000超**

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例▶

とんぱ追加中!

清掃ロボット

販売機

無人搬送車(AGV-AMR)

オートラベラー

5軸制御マシニングセンタ

スチームコンベクションオーブン

測量機

印刷用インキ自動計量装置

バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

登録
カテゴリ数
100超
(製品数
1,300超)

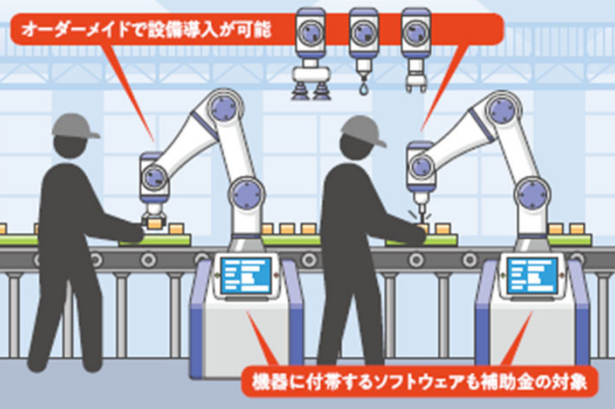
※一部の省力化製品は、置き換え
であっても申請可能です。

※2025年9月現在

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる 一般型 公募回制 補助率 1/2 補助上限額 最大1億円



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大規模な設備(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、通信販売事業で
オンラインショッピングの顧客・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と在庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で
検査が難しい複雑な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small
中小機構

カタログ注文型 随時申請 受付中

- 補助対象となる事業
中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。



一般型 公募回制

- 補助対象となる事業
中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%以上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

基本要件

- ① 労働生産性の年平均成長率が4%以上増加
- ② 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%以上増加(日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%)以上増加
- ③ 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合は)の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引き上げ特例事業の場合は、基本要件は①、②、③のみとします。※3~5年の事業計画に基づき事業を実施していることと、毎年、効果報告を提出し、事業成果を確認します。※基本要件などが満たない場合は、補助金返還義務があります。



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくある質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**
IP電話などから **03-4335-7595**

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業系・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター **03-6746-1530**
でご相談受付中!

● 受付時間: 9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く)
※通話料がかかります。お申し込みが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけください。

従業員数	補助率	補助上限額	大規模な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大規模な賃上げ特例】の適用要件
事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率	補助上限額	大規模な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 中小企業 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

補助上限額がアップする【大規模な賃上げ特例】の適用要件
①1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業を除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請時の従業員数規模別の補助上限額との差額について補助金は返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件
2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上~2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。
※小規模・再生事業者は除く。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。
詳しくは上記ホームページをご確認ください。





7. 中小企業新事業進出促進事業（中小企業 新事業進出補助金）

中小企業新事業進出促進事業 (中小企業省力化投資補助事業を再編)

1,500億円 (既存基金を活用)

中小企業庁経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

事業概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

基本要件

基本要件

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦
※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
- 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加
- 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、
又は、給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
- 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

補助上限、補助率等

補助上限

従業員数20人以下	2,500万円 (3,000万円)
従業員数21～50人	4,000万円 (5,000万円)
従業員数51～100人	5,500万円 (7,000万円)
従業員数101人以上	7,000万円 (9,000万円)

※補助下限750万円

※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

補助率

1/2

事業実施期間

交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）

対象経費

建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

事業スキーム



新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

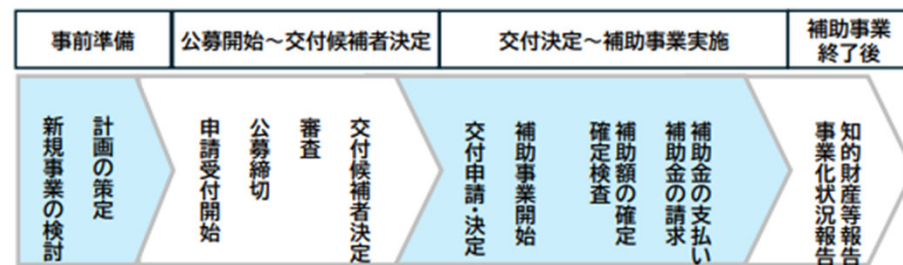
- ・ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ・ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業計画期間において①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先 新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム)
<https://shinjigyousu.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。
※ 今後のスケジュール:準備ができ次第、第4回公募を実施予定。次年度以降については、新事業進出・ものづくり補助金として公募を予定。



8. 中堅等大規模成長投資補助金（中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金）

中堅等大規模成長投資補助金（中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金）

令和7年度補正予算 4,121億円

経済産業政策局 地域経済産業政策課

事業目的・概要

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方の持続的な賃上げを実現する。

事業概要

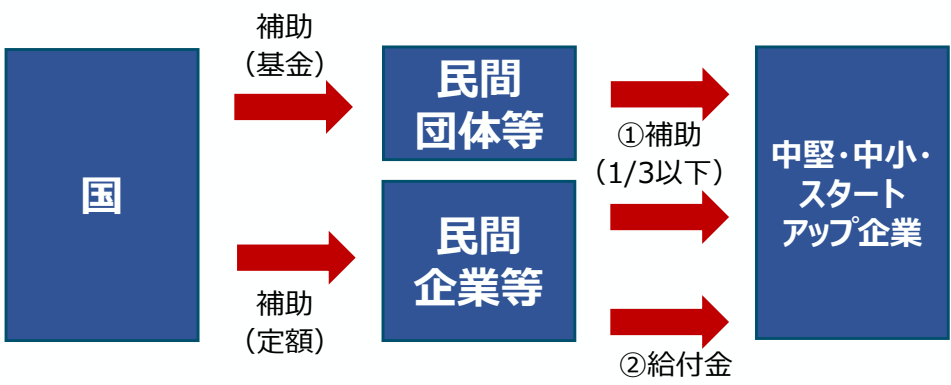
中堅・中小・スタートアップ企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。
新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金
着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- ①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円
※新規公募分：投資下限額20億円（100億宣言企業は15億円）
- ②地域企業経営人材確保支援事業給付金：
※転籍の場合：給付上限額 最大450万円（地域によって変動）
兼業・副業・出向の場合：給付上限額 200万円

成果目標・事業期間

- ①中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：
大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が一定以上の伸び率を実現する。
- ②地域企業経営人材確保支援事業給付金：
当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。



9. 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

中小企業庁 経営支援部

イノベーションチーム

令和8年度予算（案） 122億円（123億円）

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

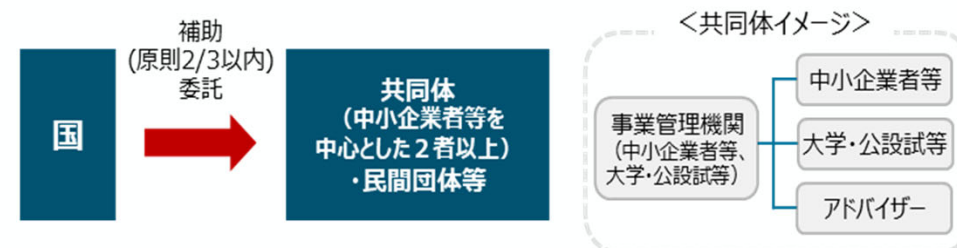
中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（大型研究開発枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

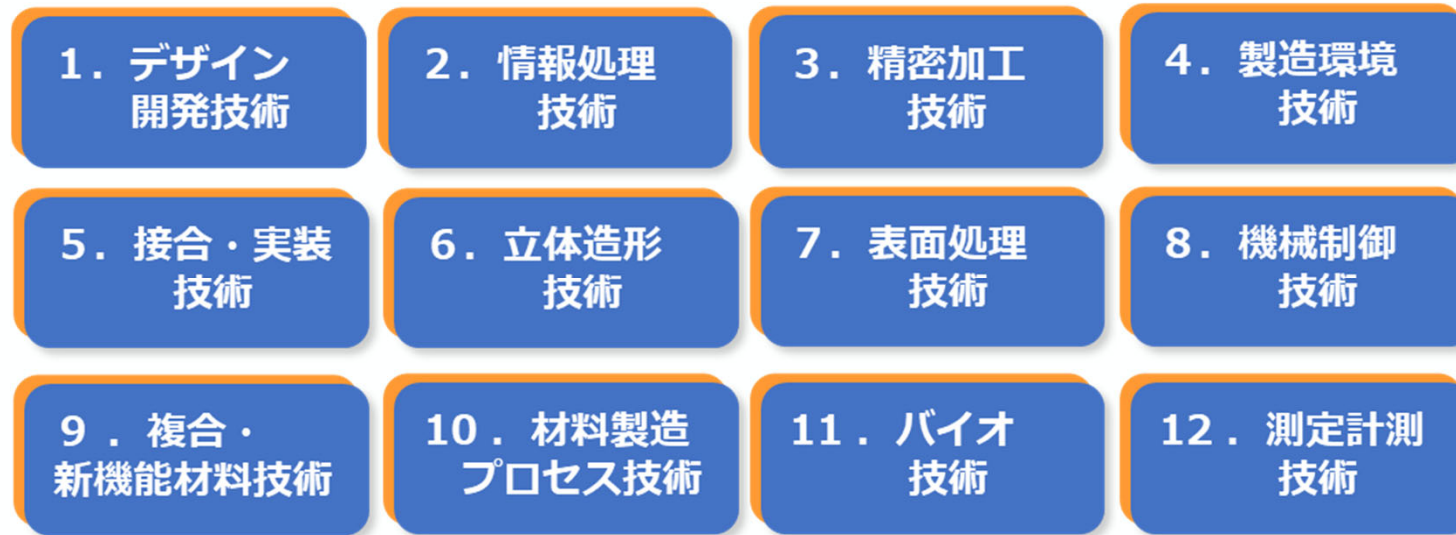
成果目標・事業期間

- 短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
 - ・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超
- 最終的には、事業終了後5年経過時点で以下の達成を目指す。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
 - ・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%

<参考> 中小企業の特定制品づくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

■ 特定制品づくり基盤技術に関する事項

- 12の基盤技術分野ごとに、製造業の国際競争力を支える特定制品づくり基盤技術の高度化の観点から、中小企業が目指すべき技術の方向性及び具体的な開発手法の情報を提示したもの。



■ 先端技術を活用した高度なサービス開発に関する事項

- 第4次産業革命の進展により、ものづくりとAI、IoT等の先端技術を活用した高度なサービス開発の融合の重要性が高まっていることを踏まえ、先端技術を活用した高度なサービス開発についての考え方や方針について整理したもの。

■ 高付加価値企業への成長・変革に関する事項

- 研究開発により磨き上げた基盤技術を用いて高付加価値製品の製造等を通じて下請け構造を脱却し、成長を遂げるために必要な考え方や方針について整理したもの。

<参考>

中小企業庁 中小企業の特定制品づくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>

お問い合わせ先

制度の詳細、手続き等について

- ・主たる研究実施場所の都道府県を担当する経済産業局が窓口です。
- ・広域関東圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の場合は関東経済産業局が窓口となります。

関東経済産業局 産業部製造産業課 Go-Tech担当

TEL : 048-600-0307

E-mail : bzl-kanto-sapoin@meti.go.jp

詳細はHPよりご確認ください→

「関東局 Go-Tech」で検索してください。
※よくある質問も掲載しています。



申請書作成に関する相談

- ・中小企業基盤整備機構に設置されているアドバイザーが、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）の申請書作成に関する相談、研究開発計画における技術面・事業化面の相談等を受け付けています。
- ・相談を予約する際には、以下の点について検討・確認が済んでから予約を取ることを推奨します。

- ①事業管理機関が決まっている
- ②共同体の構成が固まっている
- ③研究開発内容を具体化している
- ④Go-Tech事業の申請書（案）作成済である

中小企業基盤整備機構 関東本部 支援推進課

TEL : 03-5470-1606

E-mail : sapoin-kanto@smrj.go.jp



中小企業基盤整備機構 中部本部 企業支援課

TEL : 052-220-0516

※静岡県の場合は、中部本部が窓口となります。





10. 省エネルギー投資促進・需要構造転換 支援事業費補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

国庫債務負担行為含め総額 **2,275億円** ※令和7年度補正予算額550億円

事業の内容

事業目的

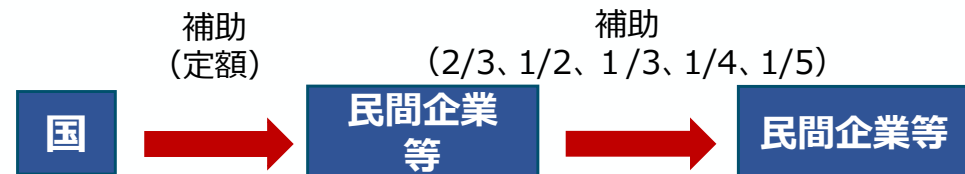
本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新等を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。
その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。
また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備等の導入により、工場・事業場やサプライチェーン全体での省エネの実施を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) G X 設備単位型：従来の支援水準を大きく超える省エネ設備や企業の成長にコミットしたメーカーの省エネ設備等の導入を支援
- (4) エネルギー需要最適化型：エネルギーマネジメントシステムを用いたエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等）
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円等）
- (2) 補助率：1/2以内等
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：更新1/2以内、新設1/5以内
上限額：3億円
- (4) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

省エネ・非化石転換補助金

【国庫債務負担行為含め総額 2,450億円】

※令和7年度補正予算案額：675億円

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

（Ⅰ） 工場・ 事業場型

- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）等
- 補助上限額：15億円 等
- **※サプライチェーン連携枠を創設**

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用

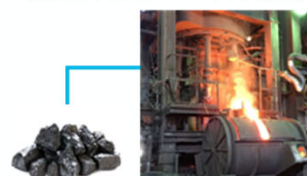


- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
- 補助率：1/2 等
- 補助上限額：3億円 等
- **※水素対応設備への改造等を補助対象に追加**

【キューボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ） 設備 単位型

- リストから選択する機器への更新を補助
- 補助率：1/3 等
- 補助上限額：1億円 等
- **※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）**

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】



（Ⅳ） EMS型

- EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入を補助
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
- 補助上限額：1億円

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



令和7年度補正の強化① GXⅢ類型の創設

- 光熱費等の高騰が進む中で、更なる省エネ対策を進めるためには、これまでの支援策に加えて、
①メーカーに対して、省エネ設備の普及拡大に向けた企業の成長へのコミットを促すとともに
②既存の省エネ水準を大きく超える設備の導入促進が重要であり、
GXⅢ類型を創設し、これらに取り組む企業への支援を強化する。

(GXⅢ類型：メーカー強化枠)

- 現行Ⅲ類型補助対象設備のうち、GX要件（次期GXリーグへの参加、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）に対する今後の方針を定める等、詳細は今後発表）にコミットするメーカーが製造する設備については、これまでの予算枠（エネ特予算）とは別枠(GX予算)にて、上限額等を増額した上で、支援を行うこととする。

※従来のⅢ類型に登録された設備は令和7年度補正予算額（エネ特）100億円を活用して公募・採択を実施。GXⅢ類型（メーカー強化枠）に登録された設備については、令和7年度補正予算額（GX予算）550億円の一部（250億円程度を想定）を活用して、公募・採択を実施。

(GXⅢ類型：トップ性能枠)

- 従来支援対象としてきた省エネ水準を大きく超える省エネ性能を有する設備については、①設備更新における補助率を強化するとともに、②これまで支援対象ではなかった新設についても補助対象とする。
- なお、GXⅢ類型（トップ性能枠）の対象は、第三者委員会（執行団体が設置）の意見も確認の上で対象設備を決めることとし、例えば、「高い省エネ性能及び波及効果（省エネ導入ポテンシャル）が期待され」、かつ、「普及が初期の段階（普及率が低い）」であり、今後導入を加速すべき設備であることといった視点で選定する。なお、普及率に係る情報を入手するため、Ⅲ類型の指定設備の登録時にメーカーは販売情報を提出することとする。

GXⅢ類型の創設について

事業区分		GX予算		工ネ特	
		GXⅢ類型（GX設備単位型）		現行Ⅲ型 （設備単位型）	
		トップ性能枠	メーカー強化枠		
補助対象 設備		以下の要件（案）を全て満たす設備。 ①「<u>大きな省エネ性能及び波及効果（省エネ導入ポテンシャル）が期待され</u>」、かつ、「<u>普及が初期の段階（普及率が低い）</u>」であると第三者委員会が認めた設備 ②GX要件（※1）を満たしたメーカーが製造する設備。 （※3）		現行Ⅲ型補助対象設備のうちGX要件（※1）を満たしたメーカーが製造する設備 （※3）	省エネ効果の高い 特定の設備
新設/更新		新設・更新		更新	
補助率	中小 企業	新設 1／5	更新 1／2	1／3	1／3
	大企業				
補助金限度額		3億円		3億円	1億円
補助対象 経費	中小 企業	設備費			設備費（※2）
	大企業				

※1：メーカーに対するGX要件は①次期GXリーグへの参加、②企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針の策定等、③必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ）を進めること、を課すことを想定。

※2：Ⅲ類型にインバーターの具備も補助対象にする。

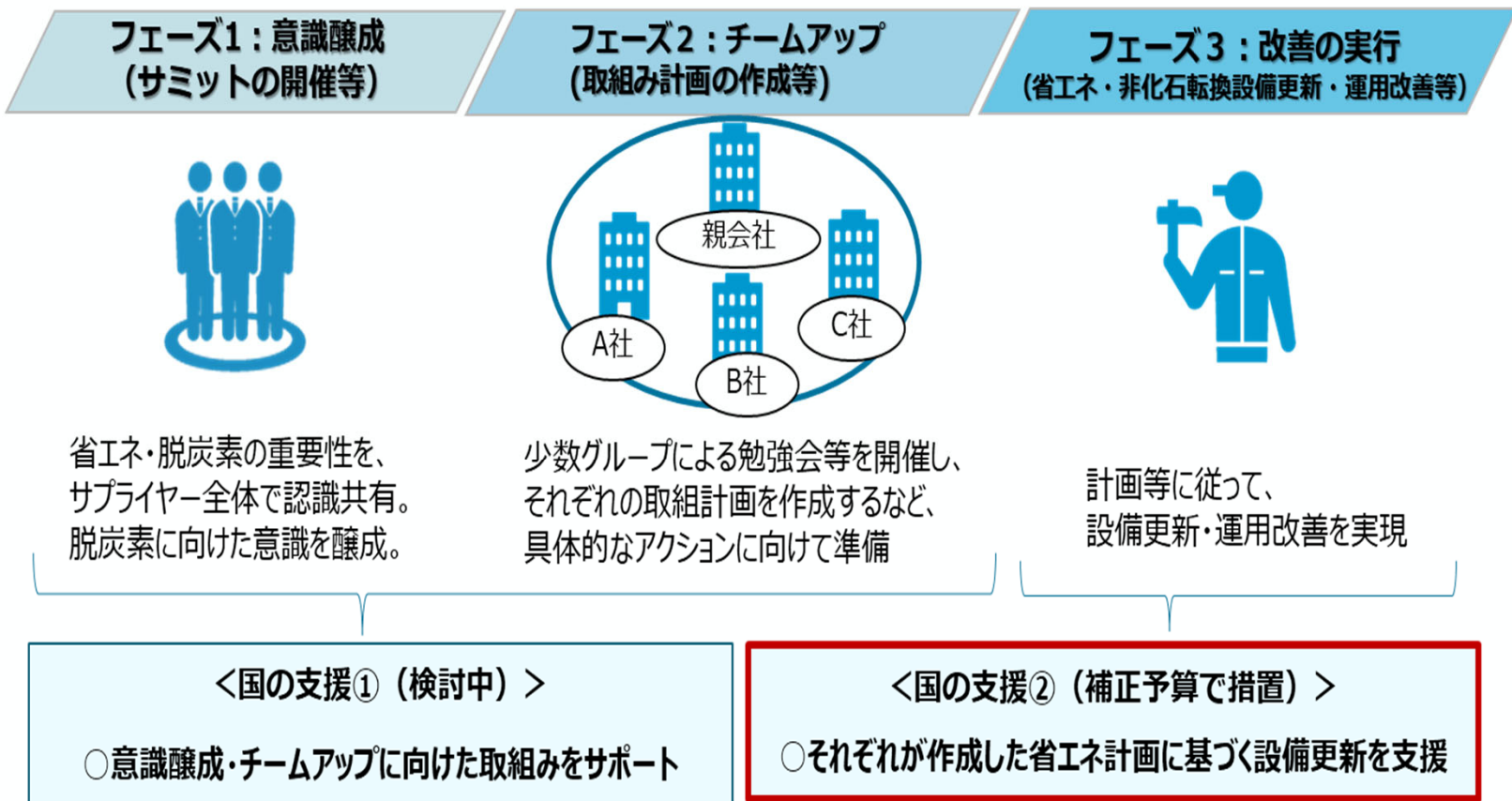
※3：設備更新を行うユーザー側にはGX要件へのコミットは求めない。

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化② サプライチェーン連携による省エネ

- 欧州を中心としたサプライチェーン上の脱炭素要請や、金融市場からのScope3も含めた企業のサステナビリティ情報の開示要請を背景に、サプライヤーとの脱炭素に向けた連携強化に向けた動きが加速しつつある。
- 中小企業が行える脱炭素の取組は、①太陽光発電の導入か、②省エネが中心であり、今後、例えば、下流の大企業が上流の中小企業に知見等を共有するなど、サプライチェーン連携による具体的な省エネ対策の実施が期待される。

＜サプライチェーンにおける省エネ連携イメージ＞



サプライチェーン枠の創設について

		GX予算			
事業区分		I 型（工場・事業場型）			
		先進枠	一般枠	中小企業 投資促進枠	サプライチェーン（SC） 連携枠
補助対象設備		先進性が認められた設備	オーダーメイド設備又はⅢ型指定設備の組み合わせ※設備単位で省エネ効果をみtas		
申請要件		変更なし	変更なし	変更なし	<SC連携事業の申請要件> 以下の全てを満たす者 ①SC上の4者以上で申請 ②GX要件へのコミット
省エネ要件	工場・事業場単位	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 30%以上 ②省エネ量+非化石量 1,000kl以上 ③原単位改善率 15%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 10%以上 ②省エネ量+非化石量 700kl以上 ③原単位改善率7%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率：7%以上 ②省エネ量+非化石量：500kl以上 ③原単位改善率：5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表（目標は一般枠の効果）	・省エネ率+非化石率：1者あたり 5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表（目標は一般枠の効果） ※補助金交付を受けない幹事企業は含めない
	設備単位	－	オーダーメイド設備を含め設備単位で10%以上		
新設/更新		更新	更新		
補助率	中小企業	更新 2／3	1／2	1／2	1／2
	大企業	更新 1／2	1／3	対象外	1／3
補助金限度額		単年度：15億円（20億円） 複数年度：30億円（40億円） 連携事業：30億円（40億円）	単年度：15億円（20億円） 複数年度：20億円（30億円） 連携事業：30億円（40億円）		単年度：15億円（20億円） 複数年度：20億円（30億円）
補助対象経費	中小企業	設計費・設備費・工事費			
	大企業				

※詳細については、今後変更の可能性があります、公募時に詳細は公表する。

令和7年度補正の強化③ 水素対応設備等への支援強化

- 一部メーカーにおいて、追加的なカスタマイズで水素対応に変更できる都市ガス設備など将来的に水素に対応できる設備（水素Ready設備）や導入時点で水素を使用できる設備（以下「水素対応設備」という。）の導入が開始している。

※ 水素対応へのカスタマイズに必要な設備は①混合設備、②水素圧縮機、③脱硝設備等。

- 水素対応設備は試験的に導入するケースやエネルギー情勢を踏まえた燃料転換を念頭に置いた運用が想定されるため、新設や更新時の併用、改造についても支援が必要。

事業区分		GX予算 II型 (電化・脱炭素燃転型)
補助対象設備		- 電化及びより低炭素な燃料への転換に伴う設備 - 電化及びより低炭素な燃料への転換に伴う、水素対応への改造にかかる費用を補助（付随して設置する設備費・工事費を含む。） 水素対応設備の新設や併用を認める 水素対応設備については10%以上の混焼率で実稼働させること
新設/更新		新設・更新
補助率	中小企業	1/5（新設）、1/2（更新・改造）
	大企業	
補助金限度額		3億円 (電化の場合5億円)
補助対象経費	中小企業	設備費・工事費
	大企業	設備費・ 工事費 ※水素対応のための改造に限り工事費を含む

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

1 1. 各種税制

大胆な投資促進税制の創設

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設する。

概要

対象業種

原則全ての業種を対象

対象資産要件

- 生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上） ※投資計画期間中の総額
- ROI水準：15%以上

措置内容

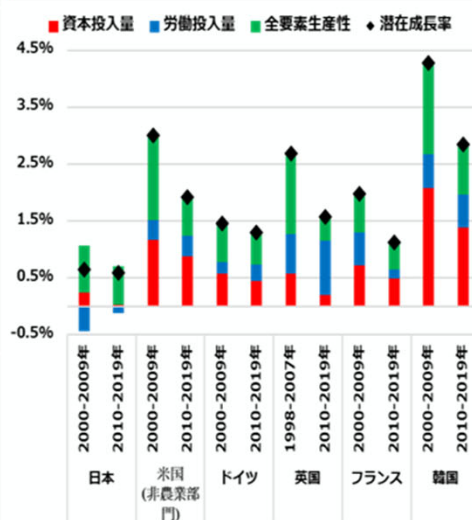
- 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）
 - 控除上限：法人税額の20%
- 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）
 - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。

措置期間

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

潜在成長率の各項目寄与度の比較



各国の投資促進策の動向

日本



- 大胆な投資促進税制を創設。

米国



- 2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加（建物は時限措置）。

ドイツ



- 2025年7月に成立した減税法において、設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定（実施後は24.9%）。

新たな設備投資税制への期待

※経産省から企業へのヒアリングより抜粋
＜海外投資→国内投資＞

- 電子部品製造
「海外立地か国内立地かの判断に必要不可欠」
- 自動車
「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に極めて有効」

＜投資規模小→投資拡大・実現＞

- 造船
「回収に長期を有する大規模投資の判断が可能」
- 半導体部品
「短期の投資サイクル競争の中での生き残りの支えになる」
- コンテンツ
「高い措置率の税額控除により、投資収益率が改善し、投資が可能」

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。**
- 今後も企業の脱炭素投資を後押しするため**、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な**カーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等**する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※¹の場合は最大10%）又は30%の特別償却※¹を措置※²。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※³がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

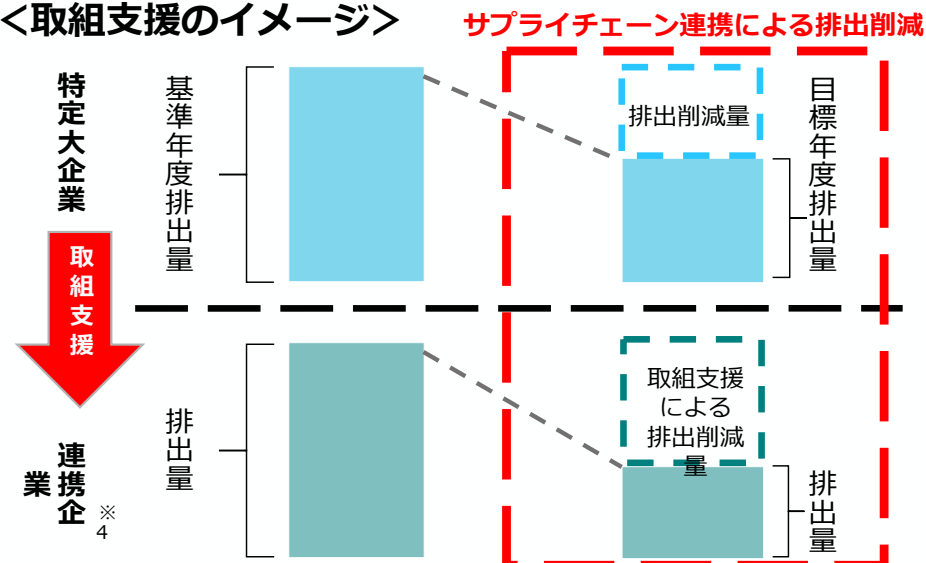
＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置 (令和8・9年度)
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%	22%	税額控除 10% 又は 特別償却 30%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%	17%	税額控除 5% 又は 特別償却 30%
中小企業者等 以外の事業者 ※ 連携企業へ 取組支援をした 場合	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%	25% ※ 20%	税額控除 8% 又は 特別償却 30%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%	20% ※ 15%	税額控除 3% 又は 特別償却 30%

※1・・・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

※2・・・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

＜取組支援のイメージ＞



- 取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となる必要がある。
- 一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

※3・・・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

※4・・・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

研究開発税制の拡充・延長等 (所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- 「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要がある。
- このため、計画認定制度に基づき、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」「大学拠点等強化類型」を含むに対する「繰越税額控除制度(3年間)」を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、時限措置の適用期限を3年間延長する。

改正概要

①戦略技術領域に係る研究開発への重点化(令和9年度から)

- 「戦略技術領域型」の創設 (控除上限別枠10%。2.を含む)
事業者が自ら実施する戦略技術領域の研究開発に40%の控除率を措置
- (1.のうち)「大学拠点等強化類型」の創設
事業者と特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションに50%の控除率を措置
- 「繰越税額控除制度」の創設
予見可能性の向上や国際的な競争力確保の観点から、戦略技術領域型、大学拠点等強化類型について、3年間の繰越控除を措置

＜戦略技術領域＞：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ①AI・先端ロボット ②量子 ③半導体・通信
④バイオ・ヘルスケア ⑤フュージョンエネルギー ⑥宇宙

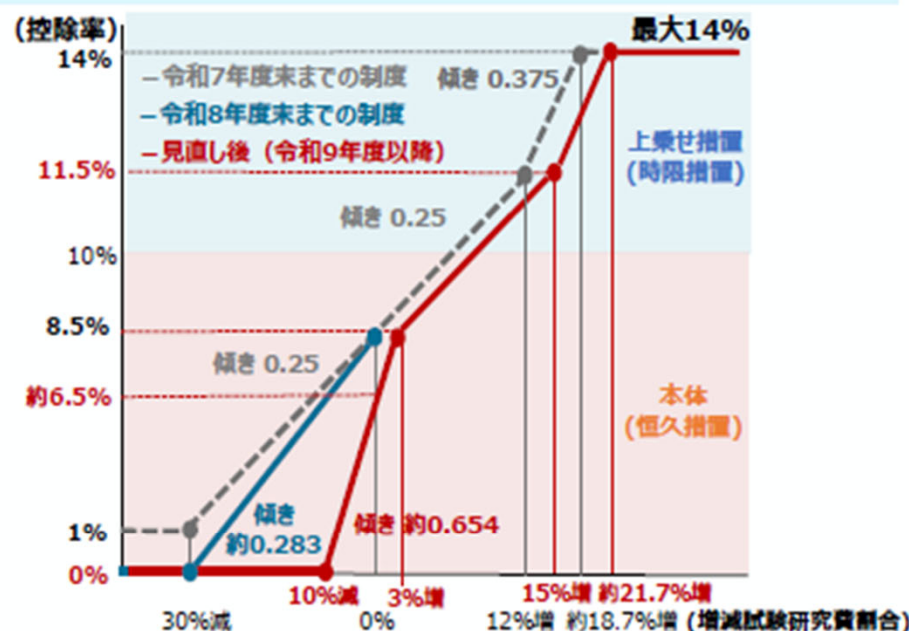
②オープンイノベーション型の見直し(令和8年度から)

＜オープンイノベーション型＞

- 経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究について、第三者による監査を不要とする合理化
- 高度研究人材の定義を拡充※、研究テーマの公募要件を緩和
※博士号取得後5年未満の者を採用後5年間を拡充

③研究開発投資をより促すため等の見直し

1. 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応



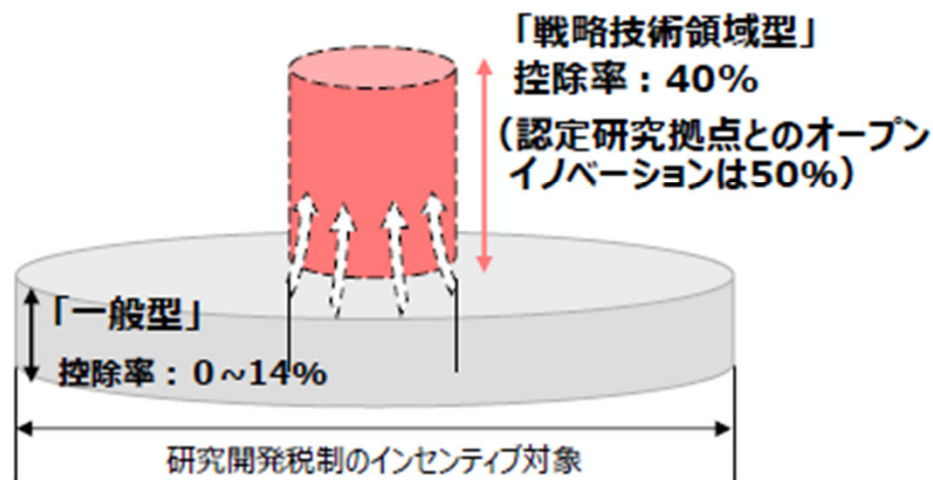
- 国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化(令和8年度から)
海外への委託研究費について、新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係るものを除き、令和8年度70%、令和9年度60%、令和10年度以降50%、と段階的に見直し

(参考) 「戦略技術領域型」「大学拠点等強化類型」の創設

- 「強い経済」を実現する上で、戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化が必要。
- このため、戦略技術領域の研究開発に対して以下の措置を講ずる。【適用期限：令和10年度末まで※】
 - ① 事業者が、認定計画に基づき自ら実施する戦略技術領域の研究開発について、その試験研究費の40%を法人税額から控除（「戦略技術領域型」の創設）
 - ② ①のうち、事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、その試験研究費の50%を法人税額から控除（「大学拠点等強化類型」の創設）
- 「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）に対する控除上限は法人税額の10%。控除しきれない分は3年間の繰越（研究開発を増やした年に利用可）を措置。

※令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大5年間適用。

戦略技術領域型のイメージ



戦略技術領域：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

(参考) オープンイノベーション型の手続き合理化、高度研究人材の活用の拡充

- 産学連携、博士号取得者の産業界での活躍を強力に後押し。オープンイノベーション型について、以下を措置する。
 - ① 大学等との共同・委託研究の手続き合理化：
一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究については、第三者による監査を不要とする。
 - ② 高度研究人材の活用の拡充：
高度研究人材の定義の拡充及び研究テーマの公募要件の緩和を行う。

①大学等との共同・委託研究

- ・対象となる研究費の監査

	改正前	改正後(※)
大学等の手続き	大学等の確認	大学等の長(本部)の認定
税理士・会計士等の監査	要	不要

※大学本部の体制など一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等が対象

企業・大学等の手続きを合理化

②高度研究人材の活用

- ・高度研究人材の定義

博士号取得から5年未満
又は
上記の者を採用してから5年間(拡充)

- ・研究テーマの公募要件(提案者の範囲)

改正前

高度研究人材

拡充

改正後

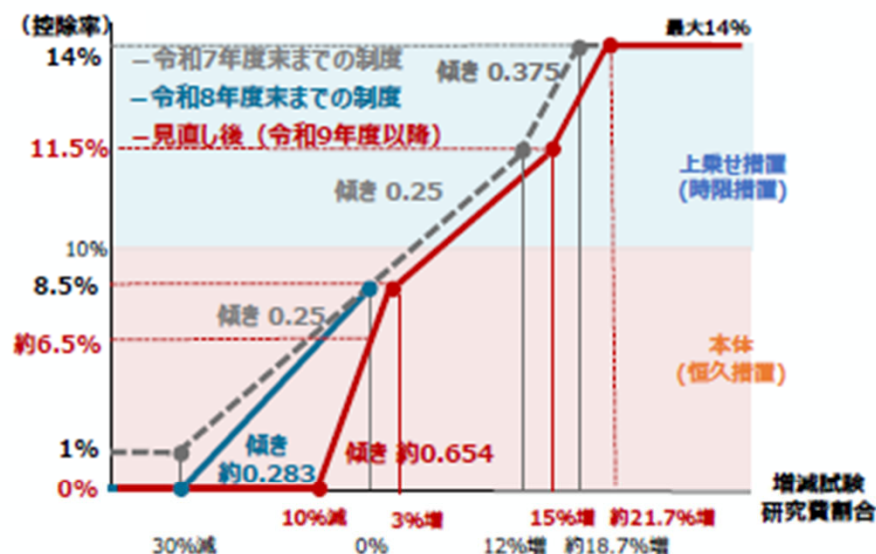
高度研究人材
を含む使用人

(参考) 研究開発投資をより促すため等の見直し (一般型、海外委託費)

- 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇へ対応するため、控除率を見直すとともに、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度も同様に見直す。
- その上で、時限措置 (控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置)について、適用期限を3年間延長する。
- 加えて、海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外で行う治験*を除き、令和8年度から段階的に見直す。

※医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験 (科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。)

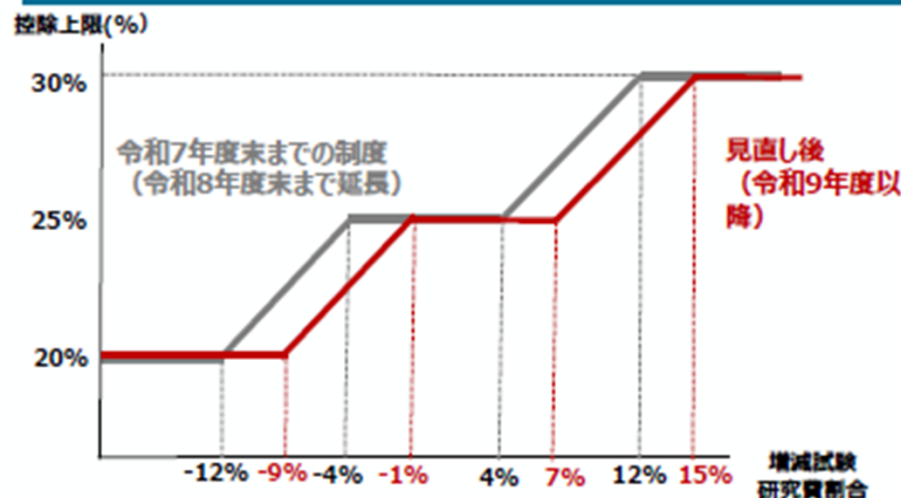
① 控除率の見直し



【時限措置の延長】

- (1) 控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、**適用期限を令和10年度末までの3年間延長**
- (2) 試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、**適用期限を令和10年度末までの3年間延長**

② 控除上限の見直し



③ 海外委託費の見直し

新医薬品の有効性等の確認の臨床試験の海外委託	左記以外の海外委託
100分の100	令和8年度：100分の70 令和9年度：100分の60 令和10年度：100分の50



参考情報

企業と地域プロジェクト（きちプロ）開催一覧

地域	開催日	場所	パネルディスカッション登壇企業	対応者	幹部面談
千葉	1月21日（水） 13:30～16:00	千葉県庁 本庁舎 1階 多目的ホール	岩淵薬品株式会社 しのはらプレスサービス株式会社 株式会社帝国データバンク	室住次長	有
長野	1月30日（金） 13:30～16:00	長野県工業技術総合センター 本館 4階 視聴覚室	鍋林株式会社 株式会社みすずコーポレーション 株式会社バリューブックス	幸物課長	無
新潟	2月3日（火） 14:00～17:00	米百俵プレイス ミライエ長岡 4階 ミライエステップ	Jマテ.カッパープロダクツ株式会社 藤田金属株式会社 メーカーズシャツ鎌倉株式会社	幸物課長	無
茨城	2月13日（金） 午後	茨城県水戸合同庁舎 2階 大会議室	株式会社ブックエース 三桜工業株式会社 広沢商事株式会社 ※広沢グループ	室住次長	有
神奈川	2月16日（月） 午後	神奈川県庁 本庁舎 大会議場	株式会社CUJ 山大商事株式会社 他調整中	杉山部長	有
山梨	2月27日（金） 午後	山梨県防災新館 1階 やまなしプラザ オープンスクエア	株式会社クスリのサンロード 山陽精工株式会社 株式会社内藤ハウス	杉山部長	有
埼玉	3月5日（木） 午後	武蔵野銀行 本店 2階 地域創生ス ペース「M's SQUARE」	公益財団法人さいたま市産業創造財団 石坂産業株式会社 他調整中	調整中	無
栃木	3月19日（木） 午後	とちぎ産業創造プラザ内 多目的ホール	株式会社ユーユーワールド 他調整中	幸物課長	無

企業と地域プロジェクトIN長野

信州の未来を 結ぶ力

地域の未来を担う企業と共に
産業の新しい可能性を考える

信州を代表する企業が成長していく上で何を考え
地域に何を望んでいるか、地域の未来を支えるために
私たちができることは何かを考えるイベントです。

2026 **1.30** FRI
13:30-16:00

会場 長野県工業技術総合センター 4階
長野県長野市若里1-18-1

※原則、公共交通機関でお越しください。

対象 自治体・支援機関・金融機関の方
参加無料 | 定員 **50**名

申込



1.27(火) 〆切

※イベント時にチラシ配布希望の方は
事前にご連絡ください。

上記QRコードもしくは下記URLよりお申し込みください。
<https://linn.simpas.cnt.meti.go.jp/linn/servlet/anto-shichin-ko/schispu-nagano>



主催・経済産業省 関東経済産業局 共催・長野県（予定）

お問い合わせ

関東経済産業局
地域振興課 遠藤・藤田

☎ 048-600-0272 ✉ bzl-s-kanto-chishin@meti.go.jp

第1部 (13:40~)

長野県の成長志向企業について

株式会社帝国データバンク 長野支店長 岡部 潤 様

第2部 (13:55~)

企業と地域について

鍋林株式会社 医薬事業部 営業部長 齊藤 健一 様
株式会社みすずコーポレーション 専務取締役 塚田 晃大 様
株式会社バリューブックス 代表取締役 鳥居 希 様

第3部 (14:55~)

パネルディスカッション

地域に根差した企業が持つ独自の魅力や、地域社会と
のかかわり方、持続的な発展に向けて必要とされる支
援、今後の成長戦略についてお話いただきます。

第4部 (15:40~)

名刺交換会

登壇者とはもとより、複数の県や地域の方をお
呼びしております。この機会にぜひつながり
を持っていただければと思います。

パネリスト・企業紹介



登壇者

医薬事業部 営業部長 齊藤 健一

企業

鍋林株式会社
(長野県松本市)

医療用医薬品や高純度化学品、食品添加物など
を扱う総合商社。医療関連事業は地域に根ざ
し、社内外のネットワークを活かして在宅医療
から予防医療まで切れ目ない支援を行う。

登壇者

専務取締役 塚田 晃大

企業

株式会社みすずコーポレーション
(長野県長野市)

凍り豆腐や味噌油揚げなどの大豆加工食品を
製造。工場見学受入や食育授業を実施、排水を
利用したバイオマス発電やおからの利活用にも
取り組み、地域と環境に貢献。



登壇者

代表取締役 鳥居 希

企業

株式会社バリューブックス
(長野県上田市)

書籍のオンライン買取・販売を軸に、実店舗「本
と茶NABO」や移動式書店「BOOK BUS」、寄付
事業「チャリボン」などを運営。本を通じて、地
域に出会いや学びの場を広げている。

